

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年2月14日 13時47分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大島南東方沖 燧灘沖ノ瀬灯標から真方位311° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 07.3′ 東経133° 05.0′)
事故の概要	ケミカルタンカー ^{エステイオー} ^{ローズ} STO ROSEは、南西進中、また、漁船 ^{えびす} 蛭子丸は、操業中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月22日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ケミカルタンカー STO ROSE（大韓民国籍）、498トン 9054626（IMO番号）、STO CHARTERING KOREA CORPORATION B 漁船 蛭子丸、4.99トン EH3-43806（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、2級航海士（大韓民国発給） 航海士A（インドネシア共和国籍）、締約国資格受有者承認証 二等航海士（大韓民国発給） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 球状船首に折損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか8人が乗り組み、大韓民国蔚山港 ^{ウルサン} に向け、航海士Aが1人で船橋当直に当たり、約9.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、大島南東方沖を自動操舵で南西進した。 航海士Aは、右舷船首方に前路を左方に横切る態勢のB船を認めたので、少し左舵を取った。 A船は、航海士Aが、少し左舵を取ったのでB船の船首方を通過できるものと思い、航行を続けていたところ、B船が右舷船首方至近となったことに気付き、手動操舵に切り替えて左舵一杯としたものの、左回頭中にB船と衝突した。 船長Aは、昇橋して海上保安庁に本事故の発生を通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、05時00分ごろ今治市今治港を出港し、大島南東方沖の漁場で、トロールにより漁ろうに従事して

	<p>いることを示す形象物を表示し、約4knの速力でえい網しながら南東進した。</p> <p>船長Bは、左舷船首方にA船を認めたものの、遠くに見えていたので、接近してくるとしても時間があるものと思い、後部甲板で右舷側を向いて座り、漁獲物の選別作業を始めた。</p> <p>B船は、船長Bが、ふと左舷船首方を見て、至近に迫ったA船に気づき、機関を後進にかけたものの、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、大島南東方沖を南西進中、航海士Aが、右舷方から接近するB船を認めた際、少し左舵を取ったのでB船の船首方を通過できるものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大島南東方沖をえい網しながら南東進中、船長Bが、左舷方にA船を認めたものの、接近してくるとしても時間があるものと思い、漁獲物の選別作業を行っていて見張りを行っていなかったことから、A船が衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大島南東方沖において、A船が南西進中、B船がえい網しながら南東進中、航海士Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 他船を避ける際は、相手船の船尾方に向けることが望ましい。